

花きの振興に関する法律概要

1. 目的

【花きをめぐる現状】

○ 花き産業

- ・ 農地や農業の担い手の確保を図る上で重要
- ・ 國際競争力の強化が緊要な課題

○ 花き文化

- ・ 国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割



花き産業及び花き文化の振興を図り、もって花き産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与（1条）

2. 定義

- 「花き」：観賞の用に供される植物（2条1項）
(切り花、鉢もの、花木類、球根類、花壇用苗もの、芝類、地被植物類)
- 「花き産業」：花きの生産、流通、販売又は新品種の育成の事業（2条2項）

3. 基本方針等

- 農林水産大臣は、花き産業及び花き文化の振興に関する基本指針を策定（3条）
- 都道府県は、花き産業及び花き文化の振興に関する計画を策定（4条）
- 国、地方公共団体、事業者、研究機関等の連携の強化（5条）

4. 国及び地方公共団体の施策

【花き産業に対する施策】

- 生産者の経営の安定（6条）
- 生産性及び品質の向上の促進（7条）
- 加工及び流通の高度化（8条）
- 鮮度保持の重要性への留意（9条）
- 輸出の促進（10条）
- 認定研究開発事業計画の成果に係る出願品種の出願料等の減免（13条）
- 研究開発の推進（15条）

【花き文化に対する施策】

- 公共施設における花きの活用の推進等（16条1項）
- いわゆる「花育」の推進（16条2項）
- 日常生活における花きの活用の推進、花きの伝統の継承、新文化の創出等に対する支援等（16条3項）

【その他の施策】

- 博覧会の開催等（17条）
- 花き産業及び花き文化の振興に寄与した者の顕彰（18条）
- 振興計画の施策が円滑に実施されるようするための国の援助（19条）
- 花き活用推進会議の設置（20条）